

第5章 公園づくりの推進

第4章に示した基本方針を具体的に実現するために、県立都市公園毎の「整備・管理計画」を策定します。策定にあたっては、各県立都市公園の特性に応じたゾーン別基本方針や、維持管理等の計画をまとめたものとしします。

5-1 「個別公園の整備・管理計画」の策定

「個別公園の整備・管理計画」の策定にあたっては、県立都市公園の特性に応じて第4章の4-2で示した施策展開の具体例の中から、実施する施策を整理します。

さらに第4章の4-3に示す「整備」と「管理・運営」の観点から整理した基本的考え方に基づき、地元や利用団体等の意見も反映させて策定します。

また、各県立都市公園の整備・管理の目標とする指標は、利用目標人数など、公園の特性に合わせて設定します。

なお、整備・管理計画に基づく具体的な事業実施については、県立都市公園関係予算の状況を踏まえて整理していきます。

「個別公園の整備・管理計画」は、策定後概ね5年を目安に必要なに応じて見直しを行います。

「個別公園の整備・管理計画」は、各県立都市公園のより良い整備、管理・運営に向けた指定管理者募集のための資料としても活用します。

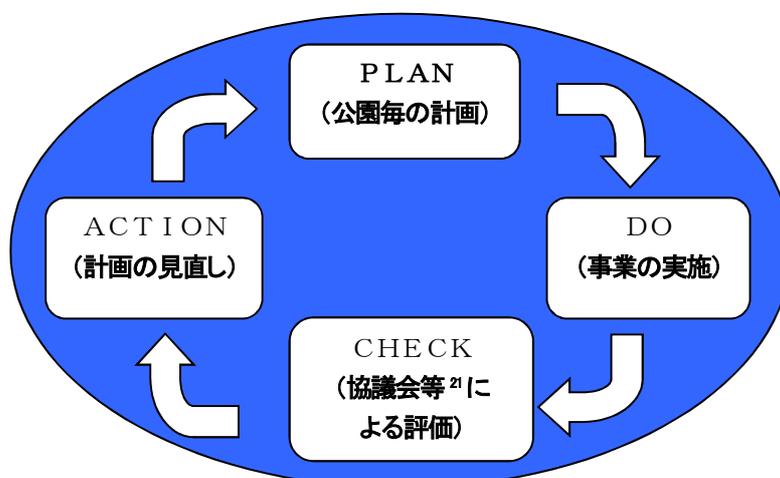
○ 「個別公園の整備・管理計画」の作成例

① 公園毎の目標と取組方針

- 1 優先施策
- 2 ゾーン別基本方針
- 3 維持管理（公園特性格植物・施設維持計画・長寿命化計画）
- 4 運営管理（利用促進計画、民活検討、ニーズ把握・分析継続実施）
- 5 整備計画（再生計画など）

② 指標設定

利用目標人数、イベント参加人数など、各県立都市公園の特性に合わせ、代表的な指標を設定



協議会等²¹の定義 公園における管理・運営についてのご意見を伺う場として、必要に応じて、公園毎に設置されており、地元自治会をはじめ、日頃から公園を利用している利用団体などにより構成されている。

5-2 公園毎の特性の把握

県立都市公園は、豊かな自然に親しむ公園やスポーツを楽しむ公園など、県立都市公園毎に性格があり、様々な特性を有しているため、「個別公園の整備・管理計画」の策定を進める際には、県立都市公園毎に次に示すような特性を踏まえることが重要です。

特 性	特 性 項 目	特 性 の 視 点
自然	① 緑地	緑の質、周辺緑地、水辺環境
	② 生態系	指標生物状況
	③ 地形状況	平地、山地、丘陵
防災	④ 防災	地域防災計画での位置づけ、防災施設、訓練の実施状況
歴史文化保有活用	⑤ 歴史	歴史資源、史跡指定、歴史公園選定
	⑥ 文化	文化施設、未来遺産、文化イベント
交通状況	⑦ 交通アクセス	最寄り駅、最寄りICからの距離、路線バスの運行状況
	⑧ 駐車場容量	駐車場台数
周辺状況	⑨ 2km圏内(徒歩)	土地利用状況、主要施設立地状況、人口の状況
	⑩ 10km圏内(乗り物)	土地利用状況、主要施設立地状況、人口の状況
レクリエーション施設	⑪ レクリエーション	文科系・スポーツ系施設の有無
利用者	⑫ 利用者数	利用者数
	⑬ 利用者ニーズ	利用者目的、満足度
	⑭ イベント	イベントの開催実績
開園期間	⑮ 開園期間	施設経過年数
住民参加	⑯ 住民参加	住民参加、サービス、協議会の設置状況

5-3 推進のための体制づくり

(1) 県（公園管理者）

県は、本基本方針の決定や、これに基づく「個別公園の整備・管理計画」を策定し、施設整備（大規模な維持修繕を含む）、指定管理者の指導監督を行います。

公園管理者である県は、国家賠償法第2条により営造物責任や、民法第717条により工作物責任を負う可能性があることから、指定管理者とともに利用者の安全を確保するための十分な体制を確保していきます。

また、広範な分野にわたる専門性と予測困難な課題に対する解決力を備え、着実な執行を行う経営意識を持った「公園整備・管理のプロフェッショナル」となる職員を育成していくとともに、世代バランスの取れたチーム編成による問題意識と目的意識を共有する高いマネジメント力を持つ組織の確立をめざします。そのための研修や情報交換を充実させ、職員個人のレベルアップとチーム力の向上を図ります。

さらに、公園管理者として、必要な財産管理情報等を整理・蓄積した情報のシステム化とその定期的更新を行い、公園整備・管理のために認識しておかなければならない情報のマニュアル化とその定期的更新を行う等、職員間の継続的な情報の共有を図ります。

(2) 指定管理者

指定管理者は公園管理の主体となり、自らが持っている運営管理のノウハウや技術による提案に基づく事業の確実な履行と、日常の管理を行います。

「個別公園の整備・管理計画」の内容を十分に理解した上で、自らの創意工夫を活かし、その県立都市公園の特性に応じた運営管理を展開することが望まれます。

県立都市公園の施設によっては、長い年月をかけて景色をつくり上げていく日本庭園や茶室のように、維持管理や運営管理に高度な専門性や熟練を必要とするものもあり、それぞれにふさわしい担い手を選び、専門能力を発揮させる必要もあります。

(3) 連携のための体制づくり

都市公園は、都市住民の生活に、環境保全、安全・安心、快適な余暇活動など多岐にわたる面での機能を持ち、県立都市公園も様々な活動の場として多くの機能を持っています。

各種活動の充実と継続には、地域の方々とのきめ細かい対応を業務としている市町村等との協力が極めて重要であり、市町村等の関係機関と県、指定管理者との連携を深める必要があります。

また、課題に応じて、多様な担い手が協働・連携し、県民の皆様の目線に立って、県立都市公園の課題を把握するとともに、課題解決に向けた多様な担い手の活動を積極的に支援することが必要です。

そのため、各県立都市公園で関係者による協議会等を設置・活用して、協働・連携のための体制づくりを進めていきます。